

大阪府環境審議会水質部会（第2回）議事要旨

日時：平成25年11月5日（火）15時30分～17時30分

場所：地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所
環境科学センター4階 会議室

出席委員：池委員、石川委員、島田委員、津野委員（部会長）、益田委員

議事要旨

（1）ほう素等の排水基準に係る経過措置見直しに係る部会報告について

○パブリックコメントの手続きについて、事務局より説明

事務局 前回、第1回部会の議論に基づいて、まずパブリックコメントを行い、その結果を踏まえて、今回の部会報告（案）について、ご審議いただくという内容で報告していたが、その後、事務局で検討し、まずパブリックコメントなしに部会報告を頂き、その結果を踏まえて、大阪府として、パブリックコメントをさせていただくこととした。（委員了解）

○ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しに係る部会報告案について、事務局が説明（資料1-1、1-2）

事務局 前回の部会で畜産農業の排水実態について質問があったが、糞尿は全て堆肥化され、畜産工程からの排水がないため、行政による採水検査は行っていない。

津野部会長 今回、府独自で厳しくしたものはあるか。

事務局 上水道水源地域の食料品製造業から排水されるアンモニアについて、省令での暫定排水基準の設定は無く、府が独自に上水道水源地域に上乘せ排水基準をかけていることから、暫定排水基準を設置しているものがあるが、それを廃止した。

益田委員 食料品製造業の日平均排水量が30 m³未満のところ、特別な処理施設を設置するのは困難であるとしてあるが、食料品製造業から出るアンモニアと、特別な処理施設というのはどういうものか。

事務局 具体的に言えば豆腐屋で、基準を満足するための処理施設を設置してもらおうというのは困難である。また、別の事業場で120mg/Lという数値が出た事例もある。このため、暫定排水基準を設けることが妥当であると考えます。

益田委員 必然的に出てくるものなら仕方ないが、この会社だけが数値が大きいのは、これでいいのかと少し思う。

津野部会長 次回の見直し時には今回の意見を踏まえて、より詳細な検討をお願いすると共に、引き続き適切な指導をお願いする。

ほかに意見がなければこれで原案とし、次回の環境審議会で答申とし

て報告をさせていただく。(委員了解)

(2) 平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

○平成 24 年度の環境基準の達成状況と過去の水質の推移、公共用水域常時監視の新たな効率化及び重点化についての基本的考え方案について事務局より説明(資料 2-1、2-2、2-3)

池委員 生活環境項目でも平均値や 75%値などの評価に問題なければ、回数を減らして、それから更に効率化という面では、過去 10 年間のデータを見て、少なくとも 5 年間の値が超えてなければ、更に効率化をするという考え方か。

事務局 そのとおりである。
今回、過去のデータに基づき、非常に **BOD** 濃度の低く、環境基準値を超えることがない地点については、年間評価が可能な範囲で、生活環境項目を年 1 2 回から年 4 回に変更できるようにさせていただきたい。

水生生物の保全に関する項目については、**LAS** が新たに環境基準項目に追加されており、ノニルフェノール、亜鉛とともに、全て基本の回数自体を年 4 回にするということを考えている。

池委員 資料 2-2 の②のところの『効率化及び重点化の判断のための測定期間を少なくとも 5 年間にする』というのは、健康項目だけなのか、生活環境項目についても、追加するのか。水生生物保全項目を、年 1 2 回のところ 4 回にしたうえで、さらに、効率化、重点化することを考えるということになるが、ここの表現がわかりにくい。

津野部会長 基本的な考え方について、手順がより明確にわかるように項目ごとに分けたほうが良い。

池委員 水生生物の保全に係る基準については、今後追加される傾向がある。環境省も生態系の基準を新たに考えていく重要な項目であるという認識である。

いろいろなデータを調べて熟考して最初の設定はしていただくということが重要である。また、数値が低いからというのではなく、研究所などを活用し研究ベースで調査を充実させ、大阪府としてどういう状況なのか把握するような努力をされるほうが良いと提案する。

事務局 環境省でも水生生物系の項目を設定するなど、注視されているというのは、府でも認識はしている。

そのうえで、府域での濃度の状況から効率化をさせていただきたいと考えているが、今後、府の下水道部局や近隣府県でのデータの収集にも、努めていきたいと思っている。また、**LAS** などの水生生物に係る項目について

でも、来年度以降の協議対象として、研究所で研究対象項目としていただくよう、協議していきたいと考えている。

津野部会長 例えば、健康項目等は必ず5年実施するなど、水生生物に係る新たな項目についての取扱いも含めて、分けて明確な書き方にしていきたい。また、水生生物に係る新たな項目についての効率化については、より合理的な、科学的なデータでもって判断をするということで、よろしいか。

石川委員 具体例の裏面で、亜鉛、ノニルフェノール、LASを除くとなっているが、どういうことか。除くということは、年12回やるということか。

事務局 これは上と下で、生活環境項目でも従来からのものと、それ以外の水生生物の保全項目ということで分けている。従来から生活環境項目に関して、**BOD**が十分低い地点については、年12回を年4回にし、**BOD**だけではなくて、水生生物の保全項目以外の従来からの生活環境項目について、年4回にするという考えである。

津野部会長 生活環境項目について、湖沼を持っているときは窒素・リンが入ってくるし、補足説明を加えなければわかりにくい。

事務局 表現を直させていただく。

益田委員 案そのものはこれでいいが、年4回の測定を行う時期について、河川水などの場合は、春と秋に**BOD**の値が悪い時期がある。例えば同じ春にしても、4月より5月の方が**BOD**値が悪い、そういった時期にサンプリングするようにやっていただきたい。

事務局 現在、5月、8月、11月、2月の年4回で実施している。

島田委員 食品工場等で、発生源の状況が将来変わった場合、急に濃度が上昇した際に重点化を行うと書いてあるが、発生源の状況が変わったときに、少し検討するとかいうような余地が残されておいてほしいと思います。

事務局 資料4の基本的考え方の原案では、そこまでは書き込んでないので、追加させていただく。

池委員 資料2-1で、健康項目について千里川でヒ素が基準値を超えている。これは自然天然由来と割と簡単に片付けているが、実際にはトンネル湧水で、対策等どうなっているのか。

事務局 道路公社で処理を行っているが、湧水の全量を処理するのは難しく、一部を処理している。

池委員 対策をしているということで、分かりました。

石川委員 ほう素の由来は海か。

事務局 海水由来、一部内陸のほうで、地質由来がある。

津野部会長 今回いただいた意見を踏まえて、事務局で修正をいただきまして、その修正後の確認は私に一任させていただいて、よろしいか。(委員了解)

(3) 閉会